

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 8 月 30 日

岩手県公安委員会

委員長 小 野 公 代

岩手県公安委員会規則第 7 号

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則

岩手県警察組織規則（昭和49年岩手県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(生活環境課)</p> <p>第13条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）の規定による核燃料物質等（以下「核燃料物質等」という。）、<u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u>（昭和32年法律第167号）の規定による放射性同位元素等、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）の規定による特定物質（以下「特定物質」という。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による特定病原体等（以下「特定病原体等」という。）の運搬届の受理等に関すること（警備課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(7)～(15) [略]</p> <p>(警備課)</p> <p>第28条 警備課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 核燃料物質等の防護に係るものに関すること。</p> <p>(5)～(8) [略]</p>	<p>(生活環境課)</p> <p>第13条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）の規定による核燃料物質等（以下「核燃料物質等」という。）、<u>放射性同位元素等の規制に関する法律</u>（昭和32年法律第167号）の規定による放射性同位元素等（以下「放射性同位元素等」という。）、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）の規定による特定物質（以下「特定物質」という。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による特定病原体等（以下「特定病原体等」という。）の運搬届の受理等に関すること（警備課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(7)～(15) [略]</p> <p>(警備課)</p> <p>第28条 警備課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 核燃料物質等及び<u>放射性同位元素等の防護</u>に係るものに関すること。</p> <p>(5)～(8) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和元年 9 月 1 日から施行する。